



平成 23 年 10 月 17 日

各 位

会 社 名 リベステ株式会社
代表者名 代表取締役社長 河合純二
(JASDAQ・コード8887)
問合せ先
役職・氏名 専務取締役 樋口文雄
電話 048-944-1849

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 23 年 10 月 17 日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社グループは、独自の創造力、ローコストビジネスモデルを駆使し、「ものづくり」の会社として、開発事業、建築及び不動産事業を中心に事業構築を行っております。健全な財務体質の確保と安定成長を基本とし、経済情勢、事業環境の変化を的確に捉えて即応する柔軟性と実行力が当社のコアコンピタンスです。

不動産業界におきましては、平成20年の世界的な金融危機に端を発した景気後退の影響から不動産の需要低迷と金融機関の不動産業界に対する融資の緊縮により不動産価格が大幅に下落しました。このような環境の中、業界平均と比較して高い財務安全性を有している当社は、同業他社からの新築在庫物件を積極的に取得し、実体経済に見合ったリーズナブルな価格で販売することで、新たな需要を掘り起こし、同業他社が資金繰りに苦しむ中、成長を遂げることが出来ました。また、個人消費、企業収益の回復及び地価の底打ち感を背景としてマンション需要が回復傾向にあると判断した前期からは、縮小していた開発事業にも再度注力し始めております。

平成23年以降、東日本大震災等で市場は益々混迷の度合いを強め、正に激動の経営環境下にあります。が、平成20年以降の逆境下で成長を遂げることが出来た経験を活かし、常に変化に的確に対応し、柔軟に経営の効率化を図っております。

当社のドメインである「ものづくり」のノウハウを用いた開発事業に今般の株式発行による成長資金を投下することにより、都心部を中心とした新たなニーズ・付加価値・高品質の分譲マンションの開発・販売に注力することで、成長を加速させると共に、当社の強みである、事業環境の変化を的確に捉えて即応する柔軟性と実行力を発揮するための財務基盤の構築を目指します。

今回の資金調達による事業規模の拡大と収益基盤の安定化を実現することにより、小規模ながらも「ものづくり」の会社としてハイクオリティーにしてリーズナブルな価格の住宅を世に送り出し、顧客からの支持を獲得し企業価値を高めて行きたいと考えております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 8,159 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 23 年 10 月 25 日(火)から平成 23 年 10 月 28 日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 23 年 11 月 1 日(火)から平成 23 年 11 月 7 日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 河合純二に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,841 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

した上で決定する。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。

- (4) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払 込 期 日 平成23年11月1日(火)から平成23年11月7日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 河合純二に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 1,500株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から1,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 河合純二に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記＜ご参考＞1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 1,500株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村證券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成23年11月17日(木)
- (6) 払 込 期 日 平成23年11月18日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 河合純二に一任する。
- (10) 上記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

＜ご参考＞

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び前記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から1,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,500株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成23年10月17日(月)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成23年11月18日(金)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成23年11月11日(金)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資並びに株式分割（平成 23 年 9 月 15 日及び平成 23 年 10 月 17 日決議）による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	53,440 株（平成 23 年 10 月 17 日現在）
公募増資による増加株式数	8,159 株
公募増資後の発行済株式総数	61,599 株
第三者割当増資による増加株式数	1,500 株（注） 1.
第三者割当増資後の発行済株式総数	63,099 株（注） 1.
株式分割（1 株→2 株）による増加株式数	63,099 株（注） 1. 2.
株式分割後の発行済株式総数	126,198 株（注） 1. 2.

（注） 1. 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

2. 平成 23 年 9 月 15 日（木）開催の取締役会において、平成 23 年 12 月 1 日（木）付をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議しております。

この株式分割による増加株式数は、平成 23 年 11 月 30 日（水）最終の発行済株式総数に 1 を乗じた株式数となりますが、平成 23 年 10 月 17 日（月）開催の取締役会において、一般募集及び第三者割当増資について決議したことに伴い、当該株式の分割により増加する株式数については、上記のとおり一般募集及び第三者割当増資後の発行済株式総数によります。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,841 株（平成 23 年 10 月 17 日現在）
処分株式数	1,841 株
処分後の自己株式数	0 株

4. 調達資金の使途

（1）今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 987,178,500 円については、全額を平成 24 年 5 月末までの開発用土地の購入に充当する予定であります。

（2）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（3）業績に与える影響

今回の増資による調達資金につきましては、全額を開発用土地（マンション用地）の購入に充当することにより、今後の事業拡大と収益基盤の安定化に寄与するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

（1）利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけ、安定的かつ恒久的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

（2）配当決定にあたっての考え方

配当金額は、上記の基本方針に基づき、業績や内部留保などを総合的に勘案して決定しております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金は今後の事業展開並びに経営体質の一層の強化に活用し、事業の拡大発展に役立てる所存であります。

(4) 過去の3決算期間の配当状況等

	平成21年5月期	平成22年5月期	平成23年5月期
1株当たり連結当期純利益	6,959.95円	13,530.18円	5,564.10円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	5,000円 (－)	6,000円 (2,000円)	6,000円 (3,000円)
実績連結配当性向	71.8%	44.3%	107.8%
自己資本連結当期純利益率	5.0%	9.4%	3.8%
連結純資産配当率	3.6%	4.2%	4.1%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金総額を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去の3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成21年5月期	平成22年5月期	平成23年5月期	平成24年5月期
始 値	67,000円	72,200円	113,400円	95,100円
高 値	91,400円	146,500円	129,100円	99,400円
安 値	33,000円	69,100円	80,500円	88,300円
終 値	74,900円	112,500円	95,300円	96,300円
株価収益率	10.76倍	8.31倍	17.13倍	—

(注) 1. 平成24年5月期の株価については、平成23年10月14日(金)現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社ジュンプランニング及び河合純二は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。